

# 改正前の農業経営基盤強化促進法に基づく 集積による利用権の設定（売買）について

売買

下記のとおりお手続きをお願いします。

## 1 お手続きに必要なもの

### ◎渡人の方

| 名称                  | 交付場所          | 備考            |
|---------------------|---------------|---------------|
| 実印                  | —             |               |
| 登記事項証明書             | 法務局           | 発行日から3ヶ月以内のもの |
| 字限図                 | 法務局又は米沢市役所税務課 | 同上 写しの提出可     |
| 農業振興地域の<br>農用地区域証明書 | 米沢市役所税務課      | 最初の窓口は農政課     |
| 印鑑証明書               | 米沢市役所市民課      | 同上            |

\* 売買予定の土地に抵当権が設定されている場合は、抵当権の設定を解除してください。

米沢支局以外の法務局で交付申請をする際は、最寄りの法務局に御確認ください。

### ◎受人の方

| 名称      | 交付場所         | 備考            |
|---------|--------------|---------------|
| 実印      | —            |               |
| 住民票（抄本） | 米沢市役所市民課     |               |
| 耕作証明書   | 農地を所管する農業委員会 | 農地を市外に所有している方 |

## 2 注意事項

- ・ 相続登記がお済みでない農地は、相続登記が完了するまでお手続きできません。
- ・ 売買金額、その他条件を十分御協議いただき、お互いが御納得したうえで渡人、受人、お二人で御来局ください。
- ・ 住民票（抄本）や字限図、各種証明書はいずれも交付手数料が必要です。各交付場所にて手数料を御確認ください。なお、交付手続きの際に本人確認のため運転免許証やマイナンバーカード等の提示を求められますので御持参ください。

## 3 その他

- ・ お手続きの締切日は毎月28日です。（休日・祝日の場合は直前の平日が締切日です。）
- ・ 利用権の設定は、農業委員会定例総会で審議し、公告後決定いたします。決定後に農用地利用集積計画書を渡人、受人双方へ送付いたしますので大切に保管してください。また、受人の方は、上記書類と同封する「登記申請について（お知らせ）」に記載している必要書類と収入印紙を期間内に農業委員会へ御持参ください。
- ・ 御不明な点がございましたら下記担当まで御連絡ください。

〒992-8501 山形県米沢市金池五丁目2番25号  
米沢市農業委員会事務局 農地担当  
0238-22-5111  
内線5604・5603